

平成 19 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 **ハイビック株式会社**
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長
田 村 光 一
(J A S D A Q ・ コ ー ド 7845)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 管 理 部 長
木 村 敏 行
電 話 番 号 0 2 8 5 - 2 5 - 4 7 8 5
(URL <http://www.hivic.co.jp>)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 18 日開催の当社取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 19 年 6 月 27 日開催予定の第 40 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、平成 19 年 3 月期中に資本金が 5 億円を超えましたので、会社法第 328 条第 1 項の規定により監査役会と会計監査人の設置会社となります。これに対応するため、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 6 月 27 日 (水曜日)
定款変更の効力発生日	平成 19 年 6 月 27 日 (水曜日)

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 5 章 監 査 役</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p style="text-align: center;">(監査役及び監査役会の設置)</p>
<p>(監査役の員数)</p> <p>第 31 条 当社は、<u>4 名以内</u>の監査役を置く。</p>	<p>第 31 条 <u>当社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 前項の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (現行どおり)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 34 条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 35 条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役会の招集)</p> <p>第 36 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発することを要する。ただし、緊急の場合には、さらにこれを短縮できるものとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 37 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(監査役会の議事録)</u>
	第 38 条 <u>監査役会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。</u>
(新 設)	<u>(監査役会規則)</u>
	第 39 条 <u>監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>
(報酬等) 第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第 40 条 (現行どおり)
(新 設)	第 6 章 会計監査人
(新 設)	<u>(会計監査人の設置)</u>
	第 41 条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の選任)</u>
	第 42 条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の任期)</u>
	第 43 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の報酬等)</u>
	第 44 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
第 6 章 計 算	第 7 章 計 算
第 36 条～第 39 条 (条文省略)	第 45 条～第 49 条 (現行どおり)